

築上町ホームページ広告掲載事務取扱要綱

(目的)

第1条この要綱は、築上町が管理するホームページ(以下、「町ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条この要綱における広告とは文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の決定を受けた者(以下、「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置等)

第3条広告を掲載する位置及び枠数は、町長が定める。

(広告の基準)

第4条町ホームページに掲載する広告は、町ホームページとしての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1)法令、規則等に反するおそれのあるもの
- (2)政治性又は宗教性のあるもの
- (3)意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの
- (4)誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5)公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6)第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8)第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9)その他掲載する広告として適当でない町が認めるもの

(広告の規格及び禁止表現)

第5条広告の規格及び禁止表現については、次のとおりとする。

(1)広告の規格

バナー広告とし、広告の規格は次のとおりとする。

大きさは、1枠当たり縦60ピクセル×横120ピクセルとする。

データ容量は、10キロバイト以下とする。

(2) 広告の禁止表現

広告の禁止表現は、次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど

実際には機能しないもの

(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど

閲覧者が町に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例)「職員採用情報」、「法律相談」等の表現の掲載など

その他広告の表現として適当でない町が認めるもの

アラートマークなどソフトウェアの警告画面と誤解を与えるおそれがあるもの

アニメーションGIF及びFLASHを用いた表現

その他、ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの

(広告の掲載期間)

第6条広告を掲載する期間は、月単位とする。ただし、1か月を超える連続した期間の広告掲載の申込みがあった場合は、当該広告募集年度内を限度に、その期間を掲載期間とすることができる。

(広告掲載の募集方法)

第7条広告は、町ホームページにより公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条広告の掲載を希望する者は、町が別に定める「築上町ホームページ広告掲載申込書」により、一枠を限度として町長に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条町長は、前条の規定による申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定に基づく審査並びに次の各号による順位付けを経て、広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のものがあるときは、リンク先のホームページにおいて提供される情報が公共性、公益性の高いものを優先し、次に、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定するものとする。

(1) 公益団体又は公共性の高い企業で町内に事業所等を有するもの

(2) 前号に規定するもの以外の企業又は自営業で町内に事業所等を有するもの

(3) その他企業又は自営業等

- 2 第3条の規定で定める枠数を超過して広告掲載の申込みがあった場合で、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。
- 3 町長は、前各項の規定により掲載する広告を決定したときは、その旨当該申込者に通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第10条前条第3項の規定により広告掲載決定通知を受けた者は、通知内容のとおりバナー広告の内容を承諾したものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第11条広告主は、バナー広告画像を第5条の規定に基づき作成し、原則として広告の掲載を開始する月の初日から起算して10日前の日までで町が指定した日までに、町が指定した場所に提出するものとする。
- 2 前項の規定により作成するバナー広告画像に関する経費は、広告主が負担するものとする。
 - 3 町は、第1項の規定により提出されたバナー広告画像の内容が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

- 第12条広告の掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)は、1枠1月当たり5,000円とする。
- 2 町は、広告主に、町が別に定める広告掲載料を広告掲載月毎に請求するものとする。ただし、6か月を超えない範囲で一括して請求することができる。
 - 3 広告主は、広告掲載料を町が指定する日までに、町が発行する納入通知書により納入するものとする。

(広告掲載の時期)

- 第13条町は、第11条第1項の規定により提出された広告原稿を、原則として広告の掲載を開始する月の初日の0時に掲載するものとする。
- 2 町は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告の掲載を終了する月の末日の24時に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

- 第14条町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 第11条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
 - (2) 第4条又は第5条の規定に反すると判断したとき。
- 2 町は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

- 3 町は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合、第9条の規定による広告掲載を決定した広告掲載期間の範囲において、広告掲載を取り消した日の属する月及びその翌月にかかる広告掲載料を広告主に請求できるものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、掲載を取り下げることとする月の前々月の末日までに、書面により町長に申し出なければならない。
- 3 前項に規定する期日を超えて広告掲載の取下げの申し出があった場合、町は、広告の取下げを受理した日の属する月及びその翌月にかかる広告掲載料を広告主に請求できるものとする。

(広告掲載料の減額)

第16条 町は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第12条第1項の規定により定める広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月につき1日未満の場合は、減額しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、町が町ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を減額しないものとする。ただし、一時停止の期間が1か月につき2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を減額する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告の変更)

第17条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、町にあらかじめ協議するものとし、第11条第1項の規定に準じてバナー広告画像を作成し、提出するものとする。

(広告主の責任)

第18条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任、及び負担において解決することとする。

附則

(施行期日)

この要綱は平成20年10月22日から施行する。

別記様式第1号(第8条関係)

築上町ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

築上町長様

申込者

住所(所在地)

会社・団体名

連絡先 電話

E-mail

ホームページアドレス

築上町ホームページ広告掲載事務取扱要綱第8条の規定に基づき、下記のとおりバナー広告の掲載を申し込みます。

記

(1) 有料バナー広告の掲載を希望します。

築上町トップページ 縦60ピクセル×横120ピクセル

掲載希望月 平成 年 月から平成 年 月まで ヶ月間

(2) バナー広告画像(GIF形式・JPEG形式)については電子データで提出します。

(3) 築上町ホームページ広告掲載事務取扱要綱の規定に同意し、その内容を遵守します。

別記様式第2号(第9条関係)

築上町ホームページ広告掲載決定通知書

平成 年 月 日

様

築上町長 新 川 久 三

平成 年 月 日付で申し込みのあったホームページ広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、築上町ホームページ広告掲載事務取扱要綱第9条の規定により通知します。

記

掲載します

- (1) バナー広告の掲載は、平成 年 月から平成 年 月 ヶ月間とします。
- (2) 広告掲載料は、毎月5,000円です。

納付書を送付します。送付された納付書により、納付書発行の日から起算して 日以内に築上町に納付してください。

掲載しない

(掲載しない理由)

築上町ホームページ広告掲載取り下げ申込書

平成 年 月 日

築 上 町 長 様

申込者

住所(所在地)

会社・団体名

連絡先 電話

E-mail

ホームページアドレス

築上町ホームページ広告掲載事務取扱要綱第15条の規定に基づき、下記のとおりバナー広告の掲載の取り下げを申し込みます。

記

(1)掲載決定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ヶ月間

(2)掲載取り下げ申込期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ヶ月間

(3)還付金がある場合の振込み先

フリガナ	
名 称	
フリガナ	
氏 名	
振込先フリガナ	
振込口座	

別記様式第4号(第15条関係)

築上町ホームページ広告掲載取り下げ決定通知書

平成 年 月 日

様

築上町長 新 川 久 三

平成 年 月 日付で申し込みのあったホームページ広告掲載取り下げについて、下記のとおり決定しましたので、築上町ホームページ広告掲載事務取扱要綱第15条の規定により通知します。

記

次の期間の掲載取り下げを承認します

- (1)バナー広告の掲載決定期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月 ヶ月間
(2)広告掲載を取り下げる期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月 ヶ月間

加納金が生ずる場合は、支払い準備ができしだい連絡します。